

[事案 26-186] 契約無効・解約取消請求

・平成 27 年 12 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から誤った説明があったことを理由に、解約した契約の復旧と新契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 8 月に契約した定期保険を解約し、平成 26 年 1 月に定期保険特約付終身保険およびがん保険を契約したが、契約時に募集人から聞いた説明と、実際の保障内容が異なり、解約した定期保険と同じような医療保障（入院保障）が含まれていると思っていたのに含まれていなかったため、解約した契約を復旧し、新契約を無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

募集人へ確認を行った結果、契約時には意向を十分確認し、また、説明不十分などの不適切な新契約の取扱いがあったとは断定できないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不十分な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、解約した契約の復旧と新契約の無効はいずれも認められないが、互いの意思確認が不十分だったことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。